

強度行動障害と虐待防止

社会福祉法人 武蔵野
ワークセンター大地
施設長 早川 友紀

講義のねらい

この時間は、障害者虐待防止法の概要を学び、強度行動障害者への支援のスタンダードに則ることが、虐待防止のためにもっとも有効な手段であることを理解することが目標です。

【ポイント】

- ① 虐待防止とは、大きな事件にならない小さな芽の段階で対策すること
- ② 障害者虐待防止法は、通報義務を理解することからスタート
- ③ 強度行動障害者は虐待の対象になりやすいリスクがある
- ④ 支援のスタンダードに則り適切な支援を行うことが虐待防止につながる

《事例》 虐待として思い描く風景は？

県警は、障害者支援施設に入所中の身体障害者の男性を殴り骨折させたとして、傷害の疑いで介護福祉士を逮捕した。男性は骨折等複数のけがを繰り返しており、日常的に虐待があった可能性もあるとみて調べている。県警は、関係者からの相談で同施設を家宅搜索した。同施設を運営する社会福祉法人は男性の骨折を把握していたが、虐待ではなく「事故」として処理していた。同法人は「逮捕容疑が事実であれば、当時の内部検証は甘く、管理体制についても問題があったということになる。入所者本人や家族におわびするしかない」としている。

※ その後、県警はさらに5人の職員を傷害、暴行の容疑で地検に書類送検した。また、県の立ち入り調査に対し、5人が「やっていない」と虚偽答弁をしていたとして、全員を障害者自立支援法違反容疑でも送検した。県は、法人に対して社会福祉法に基づく改善命令を出し、虐待を防げなかった理事長が経営に関与しない体制にするよう要求したほか、再発防止策も求めた。法人は、理事長を含む理事会及び施設管理者の体制刷新と関係職員への処分を行った。

行動障害と虐待

行動障害のある虐待事例(障害者福祉従事施設従業者等)
被虐待障害者777人のうち、行動障害のある者が全体の32.3%

	強い行動障害がある※	認定調査を受けてはいないが、強い行動障害がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
人数	149	8	94	213	313	777
構成割合	19.2%	1.0%	12.1%	27.4%	40.3%	100.0%

令和元年12月 平成30年度「障害者虐待防止法」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書より

強度行動障害支援者養成研修

「…現状では事業所での受け入れが消極的であったり、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念される…」

「…障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障害が低減し、安定した日常生活を送ることができていることが知られている」

どうして虐待は起こるのか



「わからない」
「伝わらない」
の積み重ねから
くる本人の訴え

『問題行動』

自傷・他傷行為
破壊行為
大声・奇声
異食 不潔行為
など

個人レベル

- 「どうしてこんなことするの…」
→ 知的障害・自閉症の理解の欠如
- 「どう対応したら…」
→ 支援技術・対応技術の不足
- 「痛い、つらい…」 「いいかげんにして！」
→ 感情のコントロール
- 「自分でどうにかしなくては…」
→ 一人での抱え込み

組織レベル

- チームワークの欠如
→ 支援方針・方法の不統一
- 小さな不適切な関わりの積み重ね
→ 感覚のマヒ
- 「その支援はおかしい」と言えない環境
→ 見て見ぬふり
- 支えられ感のない職場環境
→ モチベーションの低下

マイナスの感情がプラスに変わる

行動の意味がわかる・理由がわかると…

「この状況が不快だったのか」

「どうしてよいかわからなかったのか…」

支援や対応（構造化・視覚支援・コミュニケーション支援など）がわかると…

「環境を整えてみよう」「伝え方を工夫しよう」

理解してくれ励ましてくれる仲間がいれば…

「やっぱり痛いしつらいけど…」

自分なりの感情のコントロール方法を持っていると

「（イラっとした時には）1・2・3・4・・・」

ヘルプを求められる・チームで対応できる体制があれば…

「対応を代わってもらおう」「相談してみよう」



相手の見方も
変わる

障害者虐待防止法 | その目的

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」で平成24年10月1日より施行されている

第1条 (目的)

この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

虐待は、障害者の
尊厳を害する

- ① 障害者虐待の**防止**
- ② 養護者に対する**支援**
- ③ その他の施策

障害者の権利利益
の擁護に資する

障害者虐待防止法 | 「虐待」の種類

身体的虐待：暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為、身体を縛りつり、過剰な投薬による身体の動きを抑制する行為

性的虐待：性的な行為やその強要

心理的虐待：脅かし、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること

放棄・放置：食事や排泄、入浴、洗濯等身辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させること

経済的虐待：本人の同意なしに（あるいは騙す等して）財産や年金、賃金を使ったり、勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

虐待とは、「そもそも対等な立場ではない、保護や監督すべき立場のある人が、その権限を不適切に使用すること。濫用すること」の意味。

こんなことは虐待になります

身体的虐待	<ul style="list-style-type: none">●通所施設において、利用者が指示に従わなかったため、平手打ちした●かんしゃく時の様子を他の職員に見てもらうため、つねってかんしゃくを起こさせた●かんしゃく時に破壊行為や他害行為があるので部屋に鍵をかけ閉じ込めた●苦しむのを楽しむために大量のわさびをご飯に盛って食べさせた●施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる
性的虐待	<ul style="list-style-type: none">●わいせつな映像を見せて興奮するのを見て楽しむ●入浴介助中に利用者の性器を触り、いたずらをする
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none">●利用者に対し、常に命令口調で話す●利用者の身体に落書きをし、写メを撮って友人に送る●「バカ」「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる●怒鳴る●ののしる
ネグレクト	<ul style="list-style-type: none">●利用者が何か訴えているが、わかる言葉ではないため無視している●同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する●汚れた服を着せ続ける●不潔なまま放置する
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none">●本人の同意なしに財産や預貯金を処分したり運用する●日常生活に必要な金銭を渡さない
その他	<ul style="list-style-type: none">●職員のペースに合わせるため、本人のペースを無視し、強引に連れて行く等

虐待を行う者とは？

- ①**養護者**：障害者を現に養護する者。基本的には、下記の②③以外の者と考えてよい。多くは、家庭等における保護者や主生計者で、障害者の介護や健康・金銭等の支援を行っている者。
- ②**障害者福祉施設従事者等**：障害者総合支援法に示された障害者福祉施設または障害福祉サービス事業所等に従事している者。児童福祉法における障害児通所施設や入所施設も対象となり、地方自治体独自の福祉サービスを提供している場合も同様である。
- ③**使用者**：障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者、または従事する障害者のマネージメントを行う者。職場の直属の上司や仕事を教える先輩等を含む（正規社員であるかどうかは関係ない）。

虐待防止の対象となる障害者とは？

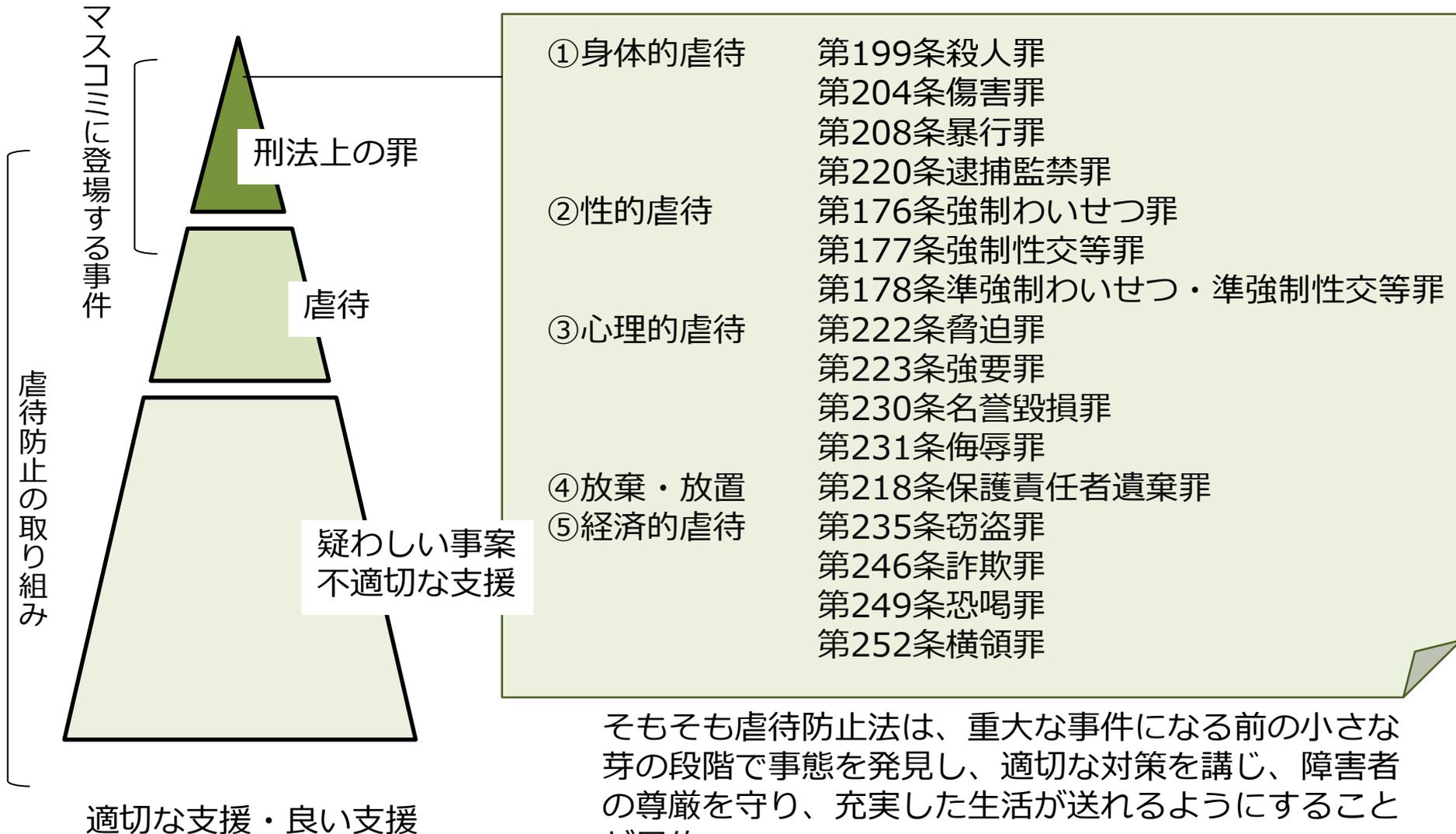
虐待を防止すべき障害者 = 障害者基本法に定められた者（※）

※「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」

※各種障害者手帳を持っている人だけを障害者とするものではない。

障害者虐待防止法 | 虐待防止のために

障害者虐待防止法には、虐待を行った者への罰則が記されていません。どうしてでしょう？



そもそも虐待防止法は、重大な事件になる前の小さな芽の段階で事態を発見し、適切な対策を講じ、障害者の尊厳を守り、充実した生活が送れるようにすることが目的。

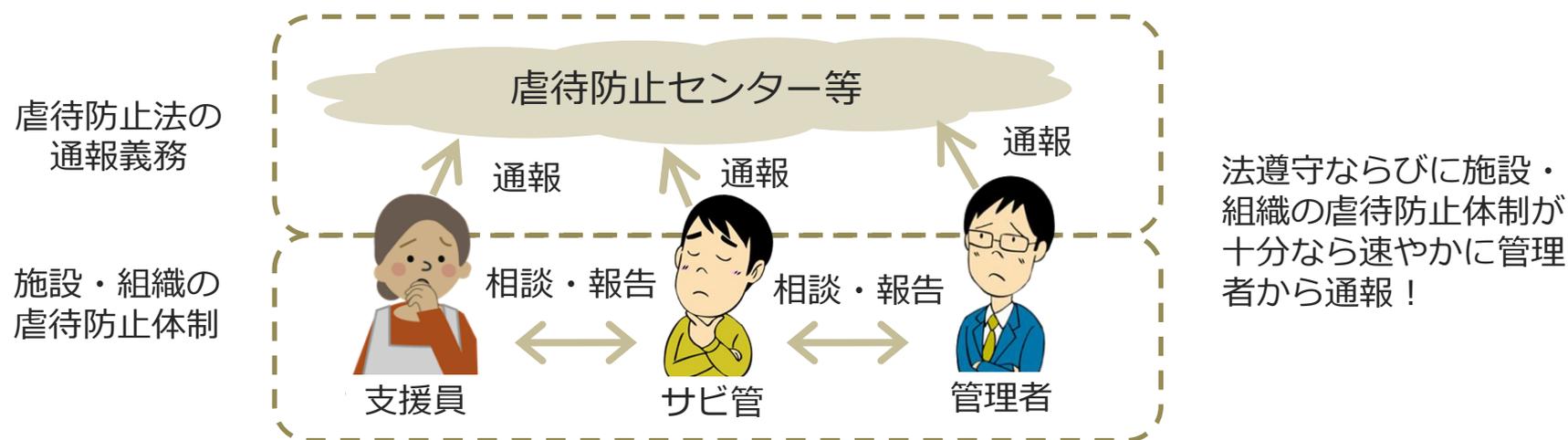
障害者虐待防止法 | 通報義務

通報義務が前提にある法律

原理：何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない

通報義務：障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は「速やかに、これを市町村（又は都道府県）に通報しなければならない」 → 通報段階で虐待であるかどうかを確定する必要はない

早期発見：福祉に業務上関係のある団体並びに福祉に職務上関係のある者等は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない



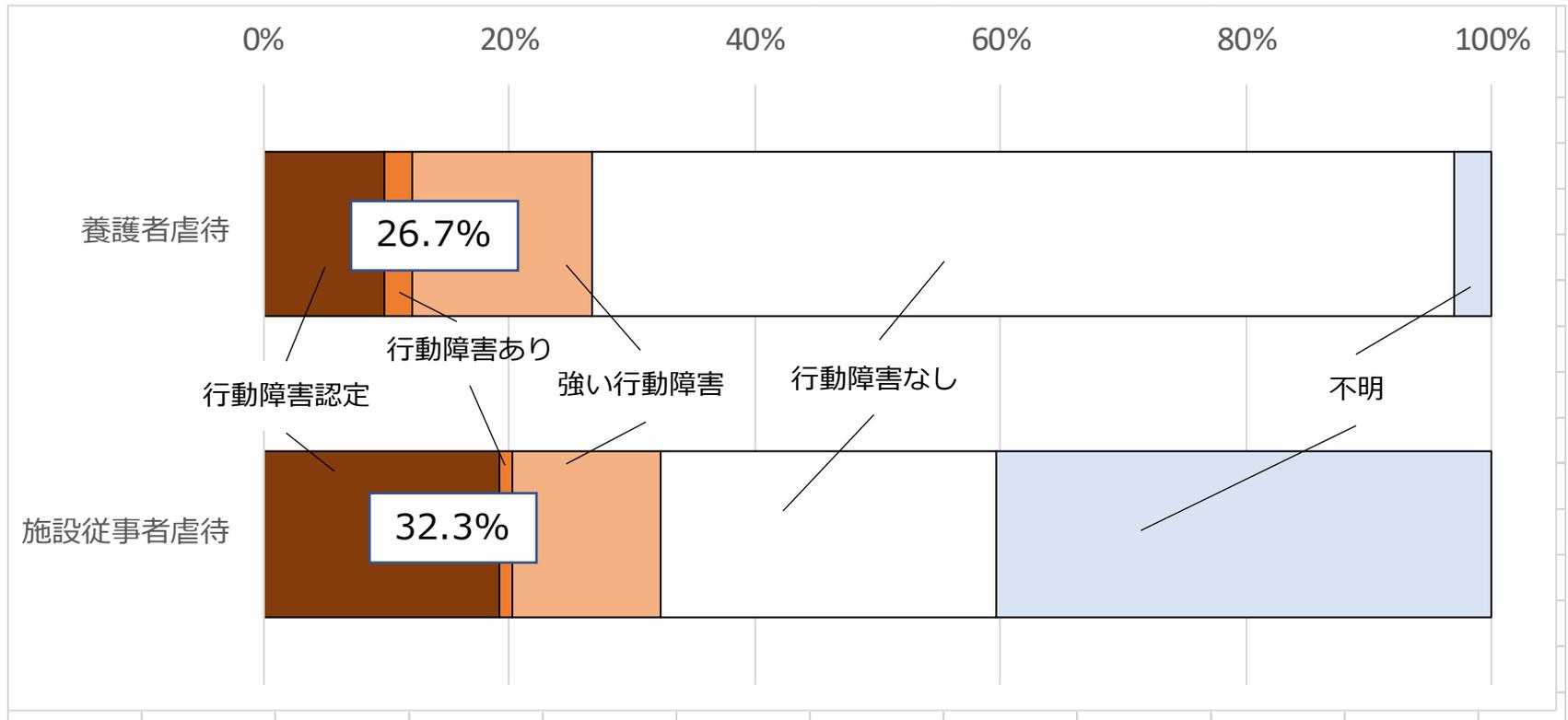
《事例》 行動障害と身体拘束・行動制限①

朝の送迎車両に乗車した利用者が、車内で同乗している他の利用者の物（S字フック）を床に投げつけられました。

このため、この車両に添乗していた職員が危険防止の意図で、それ以上の（投げつける）行為に及ばないように、利用者が着用していた衣服の両袖を結び、両手の動きを制限した。さらに、施設に到着するまでの約15分間、その結び目を握っていたものです。

これは、障害者虐待防止法における身体的虐待（身体拘束）に相当するものです。

虐待をしないために | 虐待と行動障害との関係



平成30年調査から、被虐待者に行動障害があるかどうかをまとめたもの。
虐待を受けた障害者の概ね3人に1人から4人に1人は何らかの行動障害がある。
行動障害は、虐待を受けるリスクが「高い」と考えて良い。

虐待をしないために | 身体拘束の3要件

拘束とは、行動・自由を制限することを意味します。つまり、他の身体的虐待は、行為者の行為の態様に着目しますが、身体拘束は被拘束者の身体の自由の有無に着目します。

【やむを得ず身体拘束を行う場合（条件）】

①切迫性 ②非代替性 ③一時性

→ 3要件すべてを満たす必要あり

【やむを得ず身体拘束を行う場合（判断）】

- ①組織による決定（決定を行う組織体制、緊急の判断の条件を明記）
- ②個別支援計画への記載（個別支援会議で慎重に議論し詳細に記載）
- ③本人・家族への十分な説明（承諾書）
- ④必要な事項の記録（客観的な拘束状態の記録を残す）

身体拘束の範囲は、職場内で、詳細までしっかりと詰めておくこと。



身体拘束等の適正化（平成30年度から）

○身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する。

《身体拘束廃止未実施減算【新設】》 5単位/日

※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設等

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準
(身体拘束等の禁止)

第四十八条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(1) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

- ①切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的であること

(2) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

- ① 組織による決定と個別支援計画への記載
- ② 本人・家族への十分な説明
- ③ 必要な事項の記録

(身体拘束廃止未実施減算の取扱い)

問1 身体拘束廃止未実施減算について、適用にあたっての考え方如何。

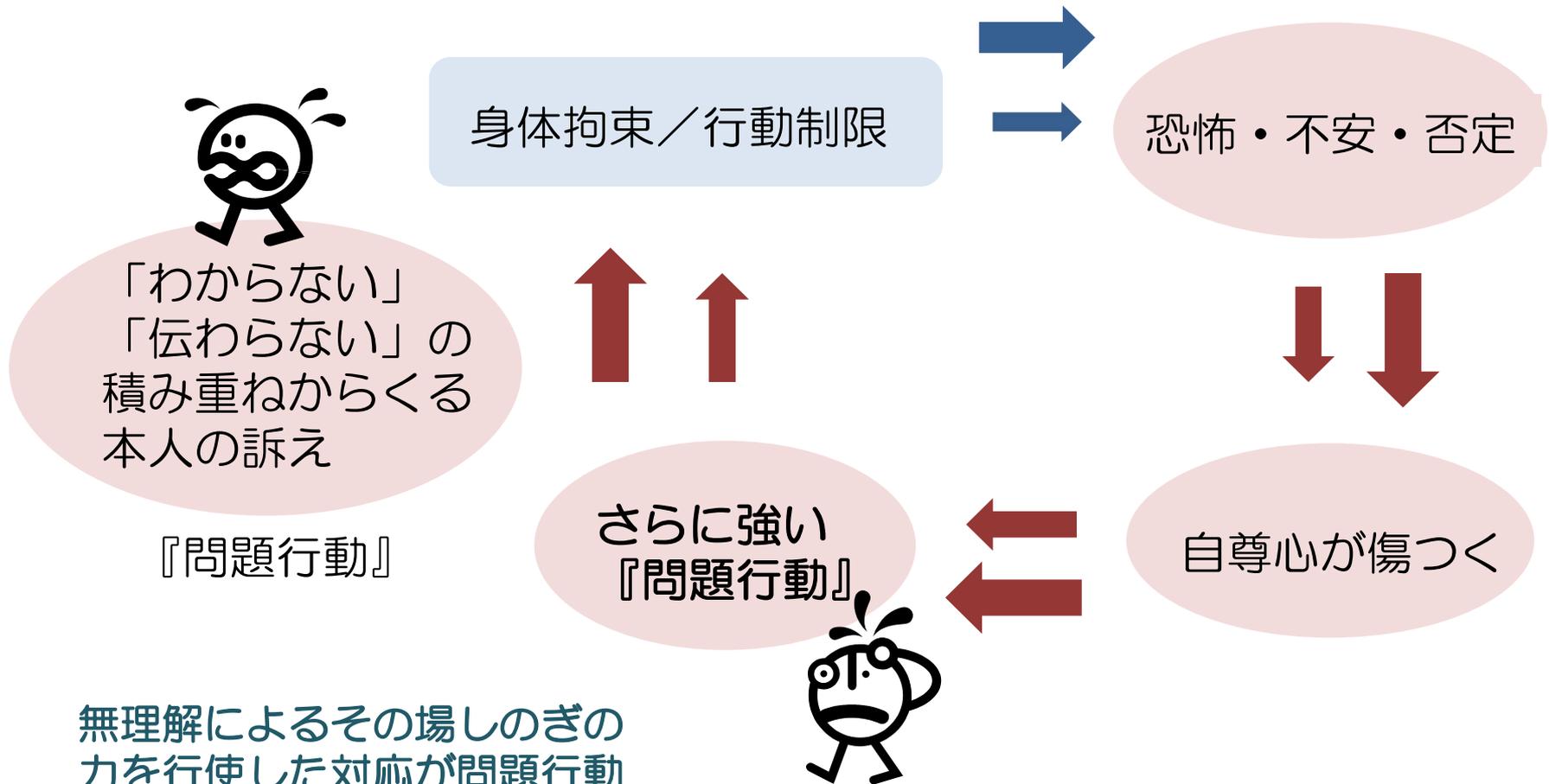
(答)

身体拘束の取扱いについては、以下の参考において、示されているところであるが、やむを得ず身体拘束を行う場合における当該減算の適用の可否にあたっては、これらの取扱いを十分に踏まえつつ、特に以下の点に留意して判断いただきたい。

- 利用者に係る座位保持装置等に付属するベルトやテーブルは、脊椎の側わんや、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行あるいは防止のため、医師の意見書又は診断書により製作し、使用していることに留意する。
- その上で、身体拘束に該当する行為について、目的に応じて適時適切に判断し、利用者の状態・状況に沿った取扱いがなされているか。
- その手続きについては障害福祉サービス等の事業所・施設における組織による決定と個別支援計画への記載が求められるが、記載の内容については、身体拘束の様態及び時間、やむを得ない理由を記載し、関係者間で共有しているか。
- なお、ケア記録等への記載については、必ずしも身体拘束を行う間の常時の記録を求めているわけではなく、個別支援計画には記載がない緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、その状況や対応に関する記載が重要である。
- 行動障害等に起因する、夜間等他利用者への居室への侵入を防止するために行う当該利用者居室の施錠や自傷行為による怪我の予防、保清を目的とした不潔行為防止のための身体拘束については頻りに状態、様態の確認を行われている点に留意願いたい。
- これらの手続きや対応について、利用者や家族に十分に説明し、了解を得ているか。等
- なお、身体拘束の要件に該当しなくなった場合においては、速やかに解除することについてもご留意願いたい。

以上を踏まえ、最終的には利用者・家族の個別具体的な状況や事情に鑑み、判断されたい。

行動制限の負のスパイラル



虐待をしないために | 頭の中を整理しましょう

強度行動障害者の対応の現場では、支援者がこれまで経験した想定以上の場面に遭遇することがあります。このような場面では、短時間に重大な判断を求められ、誤った対応を行ってしまうリスクが非常に高いのです。

【落ち着いて対応できるために】

- 事前に想定される緊急時の場面を想定する
- その時に必要とされる対応をマニュアル化
- 防災訓練と同様に何も無い時に練習する

計画された
適切な支援を
日常的に提供

リスク
対応

マニュアル作成の参考として

- ① 危険にさらされている人をその場から遠ざけて安全を確保する
- ② 本人や周囲の人の身体に危険が及ばないように防御する
- ③ 別の行動をとるように指示（手がかかり）を出す
- ④ その行動がおさまるまで見守る

《事例》 行動障害と身体拘束・行動制限②

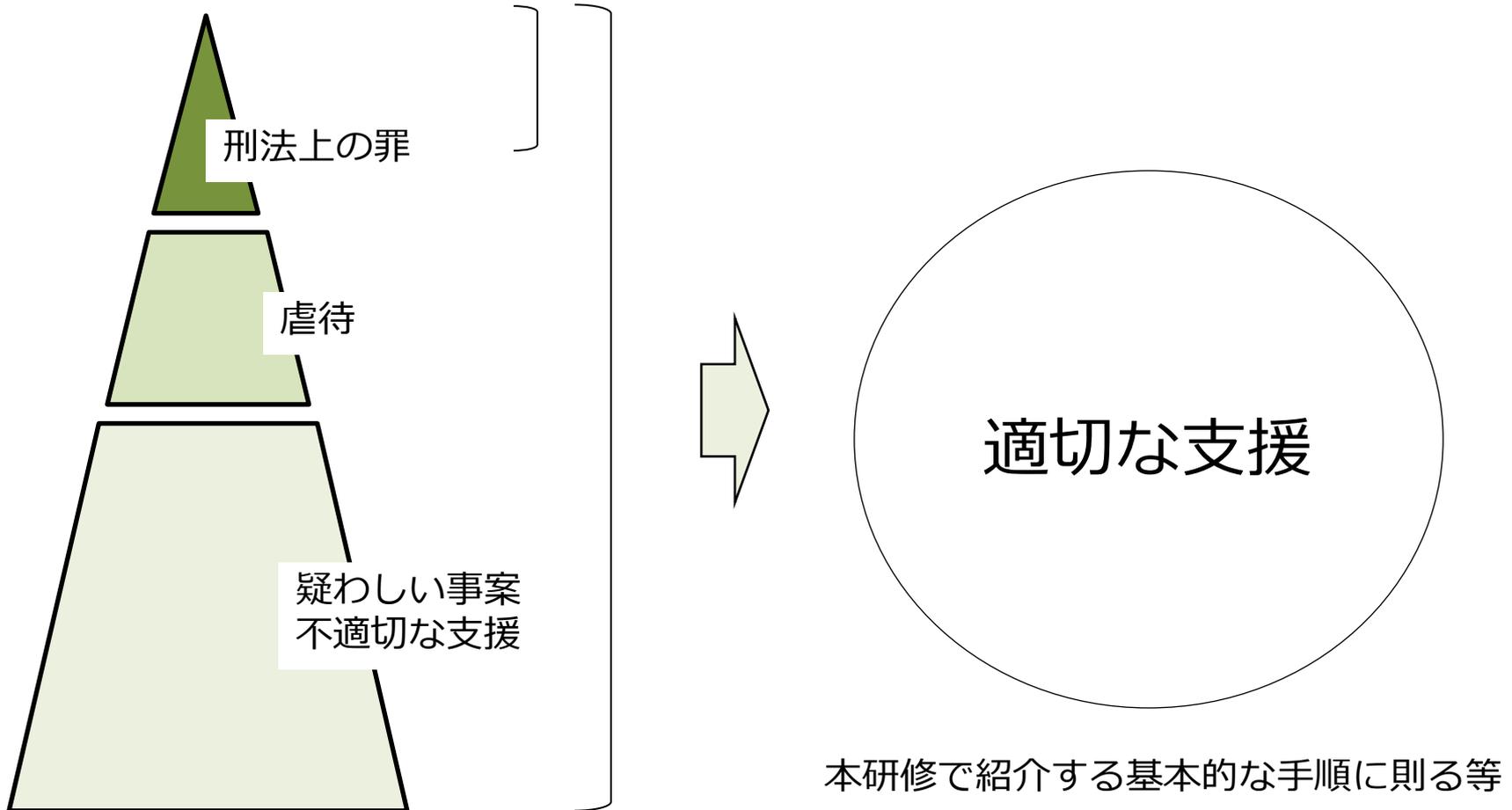
知的障害者施設などを運営する社会福祉法人 A では、障害者支援施設（旧知的障害者更生施設） B において職員が入所者に不適切な処遇をしたなどとして県から改善を求める行政指導を受けていたことが分かった。

県によると、3カ月前に「入所者が身体拘束を受けている」との匿名の通報があった。これを受けて県は同月中に、立ち入り検査を2回実施。別の入所者から加害される恐れがあった一部の入所者の居室を夜間に施錠していたことや、拘束方法や理由などの記録が一部で残っていなかったことを確認したため、○月○日に社会福祉法人 A に文書で行政指導した。

社会福祉法人 A の理事長は「障害者支援施設 B は重度の障がいを抱えた利用者が大半でやむを得ずの判断だった。職員は利用者を守ろうと懸命に働いた」とした上で「施設に第三者の委員で構成される『虐待防止検証委員会』を設置し、今後の対応を検討している」と語った。

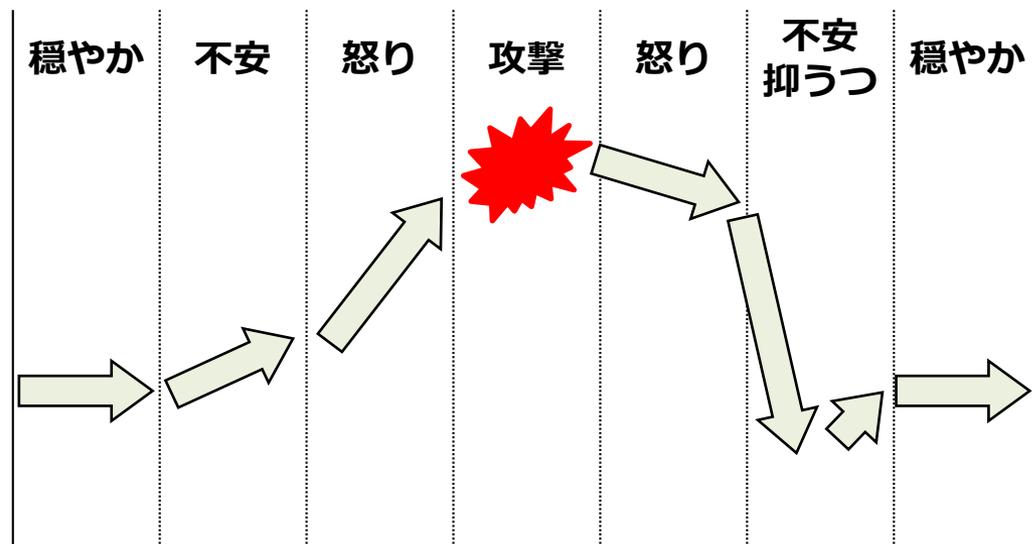
虐待をしないために | 「適切な支援」の提供に尽きる

障害者の権利利益を擁護するための理念的な知識や注意喚起は大切です！
しかし、特に行動障害が著しい人に対しては、それだけでは不十分です。



虐待をしないために | 危機介入の参考資料

- 安全確保が最優先であり、指導・支援の機会ではない
- エスカレートする前・表面化したときの対応を予め考え、スタッフ間で共有しておく
 - 例) 包括的暴力防止プログラム (CVPPP)
 - 例) 非暴力的危機介入法®



包括的暴力防止プログラム認定委員会 (2005) を参考に作成

まとめ | 強度行動障害と虐待防止

■ 障害者虐待防止法の主旨を理解する

- 目的は「障害者の権利利益の擁護に資すること」
- 虐待と刑法上の罪の関係（虐待防止法には原則罰則規定なし）
- 「通報義務」が法律の要点

■ 行動障害と虐待のリスク

- 行動障害があることは虐待のリスクを高める
- 身体拘束・行動制限も身体的虐待である
- 権利擁護の理念的な知識や注意喚起だけでなく「適切な支援」の方法論を学ぶことが重要

参考文献

危機介入

- 包括的暴力防止プログラム認定委員会「医療職のための包括的暴力防止プログラム」医学書院, 2005

障害者虐待の防止

- 野沢和宏「知的障害と社会①なぜ人は虐待するのか～障害のある人の尊厳を守るために～」有限会社Sプランニング, 2006
- 野沢和宏「条例のある街－障害のある人もない人も暮らしやすい時代に－」ぶどう社, 2007

機能的アセスメント

- 井上雅彦・小笠原恵・平澤紀子「8つの視点でうまくいく!発達障害のある子のABAケーススタディーアセスメントからアプローチへつなぐコツ」中央法規出版, 2013

互いを認め合う職場風土

- 支援者も人間
- 悩みや迷いを出し合う
- マイナスよりもプラスに着目
- 良い対応、明るい気持ちになる対応
- チームで支えあう
- 支援のベースを確認する

最後に

- 虐待の芽を摘む不断の努力が大切
- 虐待を起こさないためには支援の質を高めること
- 問題行動をなくすことがゴールではない。
生活の質を高め、その人らしく生きることができるようになるように！
- （相手の理解の仕方、感覚の違い、彼らの世界を理解したうえで）日常の小さな関わりを心を込めて行うこと
- チーム・職場・組織全体で取り組むこと